

# 特集

## 里見淳と

## 「大寒忌」



▲30歳時の里見淳

しました。没後34年目を迎えた今日も続けられ、里見の人柄や一族の魅力について語り合われています。

### ■川内まごころ文学館「大寒忌」コーナー

【時】11月17日(火)〜22日(日)9時〜17時

\*入館は16時30分まで

【所】2階 常設展示室内

【内容】里見淳の命日「大寒忌」についてパネルを使って紹介します。

【入館料】

▼小・中・高校生1150円

▼大人1300円

\*ただし、土・日曜日、祝日は、小・中・高校生の入館料は無料

【問合せ】川内まごころ文学館

☎(25)5580

### ■慈眼観の碑



▲慈眼観の碑

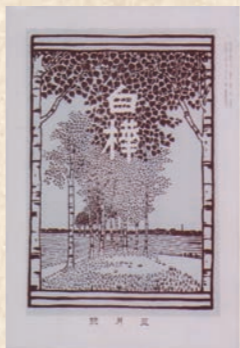
昭和44年、里見は兄・生馬と共に川内へ足を運び、ゆかりの地にある平佐西小学校で講話を行いました。

同校では、その後も有島家の人々との交流が続き、里見が亡くなった後、同校に里見の遺墨「慈眼観」の書が送られ、この文字を刻んだ記念碑が同校敷地内に建てられました。

### ■川内まごころ文学館

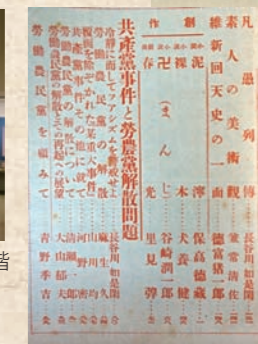
川内まごころ文学館では、里見ゆかりの文芸資料を中心に、有島三兄弟の資料、白樺派の書や絵画、川内ゆかりの作家・芸術家などを紹介しています。

※白樺派：明治43年創刊の文芸誌「白樺」を中心とした人道主義・理想主義の作品および作家



▲兄弟で手掛けた(表紙：有島生馬、画図案：里見淳)「白樺」第2巻第3号

この他にも、本市ゆかりのジャーナリスト山本實彦主宰の総合雑誌『改造』が展示されており、寄稿された近代文学者らの貴重な直筆原稿や資料も見



▲「改造」第10巻第5号 昭和3年5月号 目次



▲常設展示室 2階

▼里見淳が晩年を過ごした鎌倉・怡吾庵を再現



### 一口メモ

「電話帳をペラペラとめくり、指でトンと突いた所が里見姓であった」ことから、「里見淳」というペンネームは生まれたとのこと。里見のユーモアあふれる一面が垣間見えます。

# 国民年金

こんなときに届け出が必要です



## 第一号被保険者への加入・変更の届け出が必要な場合

### 20歳になったとき

- ▼学生、自営業、アルバイトの方など(厚生年金に加入していない方)
- ▼【必要なもの】
- ▼印鑑(本人手続きの場合は不要)
- ▼年金事務所から届いた書類
- ▼学生証の写しまたは在学証明書(免除申請をする場合)

### 離職・退職したとき

- ▼会社や役所を離職・退職した20歳から60歳未満の方
- ▼【必要なもの】
- ▼印鑑(本人手続きの場合は不要)
- ▼年金手帳(基礎年金番号)
- ▼離職・退職日が分かる書類(資格喪失連絡票や退職辞令など)
- ▼免除申請をする場合は、離職票などが別途必要

### 配偶者の扶養から外れたとき

扶養されている方の収入増や配偶者との離婚、または配偶者の退職・死亡などにより、厚生年金に加入している配偶者

- ▼の扶養から外れた20歳以上60歳未満の方
- ▼【必要なもの】
- ▼印鑑(本人手続きの場合は不要)
- ▼年金手帳(基礎年金番号)
- ▼扶養から外れた日が確認できる書類

### 任意加入したいときは(60歳以降)

- ▼資格期間を満たしたい方や年金額を増やしたい方は任意で加入できます。
- ▼【必要なもの】
- ▼印鑑(本人手続きの場合は不要)
- ▼年金手帳(基礎年金番号)
- ▼預金通帳と届出印

### 届け出の提出は

本庁保険年金課国民年金Gまたは各支所地域振興課市民生活G(鹿島支所は市民福祉G)

届け出には、運転免許証などの身分証が必要ですが、また、代理人の場合は別途委任状が必要となります。

\*20歳以上の方が就職したとき、結婚や退職で配偶者の扶養に入ったとき、配偶者が会社を変わったときは、就職先または配偶者の勤務先で手続きをしてください。  
\*印鑑は、スタンプ印を除きます。

## 国民年金保険料の納付が困難なときには

経済的な理由などで納付が困難な場合は、申請により、所得に応じて保険料の納付が免除または猶予される「国民年金保険料免除・納付猶予制度」があります。まずは相談ください。

## 国民年金保険料の納め忘れには「後納制度」の利用を!

国民年金保険料は2年を経過すると納付できません。「後納制度」は、平成30年9月までの期間に限り、過去5年以内の納め忘れした保険料を納めることができる制度です。  
\*すでに老齢基礎年金を受給されている方は利用できません。  
【後納制度のメリット】  
▼将来受け取る年金額を増額できます。  
▼年金の受給資格を得られる可能性があります。

後納制度により保険料を納付するためには、事前に年金事務所へ申し込みが必要です。詳しくは、国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570(011)0500に問い合わせください。

被保険者の種類	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
対象者	・20歳以上の学生 ・農林漁業・商業などの自営業者やその家族(第2号・第3号被保険者に当たらない方) ・無職の方など	会社員、公務員など	第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者(専業主婦など)
加入する年金の種類	国民年金のみ	国民年金+厚生年金	国民年金のみ
届出先	市役所	勤務先	配偶者の勤務先
保険料の納付方法	本人が納付	勤務先が納付	不要(配偶者が加入する制度が負担)